

報告第15号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

1 専第 11 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 272,700 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和元年 8 月 13 日
- 4 事 案 概 要 平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 1 時 47 分頃、[REDACTED]  
[REDACTED]付近において、廃プラごみ収集中に、塵芥車の  
架装上部より油圧オイルが噴出し、相手方所有の建物及び周辺道  
路を汚損させた。
- 5 そ の 他 相手方損害額 272,700 円  
対物共済保険額 272,700 円  
市持出額 0 円

令和元年 8 月 13 日

交野市長 黒 田 実